

2019 年 11 月 15 日

「後見制度支援預金」の取扱開始について

旭川信用金庫では後見制度を利用される方を対象に、「後見制度支援預金」の取り扱いを、下記のとおり開始いたします。

本預金は普通預金に付与するもので、家庭裁判所が発行する指示書に基づいて、口座開設や払戻等のお手続きが行われます。

本預金は家庭裁判所が発行した指示書がなければ、払い戻し、ご解約などのお取引を行うことができません。

また、家庭裁判所が発行した指示書に基づき、定額自動送金をお申込みいただくことで、日常生活に必要な資金を、定期的に同一名義の口座へ振り替えることが可能です。

敬 具

記

1. 取扱開始日
2019 年 12 月 2 日(月)
2. 特約の概要
別紙説明書をご覧ください。

以 上

後見制度支援預金 商品概要説明書

(2019年12月2日現在)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 1円以上。 1円単位。
5. 払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利。 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 毎年2月と8月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用はできません） ※ 2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
8. 手数料	口座維持手数料は、無料です。 ただし、定額自動送金を利用する場合、当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
9. 付加できる特約事項	指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取り扱い	—
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。くわしくは、店頭掲示ポスターをご覧ください。
13. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談室にお申し出ください。 TEL 0166-26-1161 (9時～17時)
14. 紛争解決措置	東京弁護士会 (TEL 03-3581-0031) 第一東京弁護士会 (TEL 03-3595-8588) 第二東京弁護士会 (TEL 03-3581-2249) 札幌弁護士会 (TEL 011-251-7730) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、お客さま相談室または全国しんきん相談所 (9時～17時、TEL 03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所 (9時～17時、TEL 011-221-3273) までお申し出ください。

15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、成年後見人・未成年後見人のみ取り扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取り扱いできません。・「指示書」の交付申請は成年後見を開始した（未成年後見人を選任した）家庭裁判所（原則として、成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所）に行ってください。・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。・「総合口座」の取り扱いはできません。・キャッシュカードは発行しません。・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取り扱いに限定します）。・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。
----------------	--

旭川信用金庫

後見制度支援預金手続きの流れ

旭川信用金庫

後見開始または未成年後見人選任の申し立て

申立人または後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して旭川信用金庫で口座の作成手続きをしてください。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後すみやかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、一般的には、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。

後見制度において利用する「後見制度支援預金」のご案内

～ ご本人の大切なご預金を安全かつ簡便に
管理するための制度です ～

旭川信用金庫

- Q 「後見制度支援預金」とはどのようなものですか。
- A 後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- Q 「後見制度支援預金」の作成手順を教えてください。
- A 後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見制度支援預金」を作成した方が良くと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書を旭川信用金庫に持参して「後見制度支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出します。
- なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人が選任されることもあります。この場合、「後見制度支援預金」を作成した方が良くかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。
- Q 後見人が自由に「後見制度支援預金」を出金することはできますか。
- A 預け入れる場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、出金等の指示書が発行してもらってください。
- また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見制度支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書をいただってください。
- Q 誤って指示書なく「後見制度支援預金」に預け入れた場合、入金訂正はできますか。
- A 指示書なく誤って入金した場合でも、出金又は訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。
- Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。
- A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見制度支援預金」か

ら後見人管理の預金口座に送金することができます。また、本人の定期的な収支が変動した場合は、送金額を変更することもできます。

いずれの場合も、家庭裁判所の指示書が必要となりますので、「定期送金額の設定又は変更の報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期送金額変更の指示書を発行しますので、指示書に基づき手続きをしてください。

Q 「後見制度支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか。

A 金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見制度支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A 主な違いは次の2つです。

1. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、「後見制度支援預金」は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
2. 「後見制度支援預金」には特別な手数料等や後見制度支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q 「後見制度支援預金」の金利はどのようになりますか。

A 普通預金金利を付利させていただきます。

Q 預金保険の対象となりますか。

A 「後見制度支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が旭川信用金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます（注：決済用預金とする場合には、全額保護対象となります）。

Q 「後見制度支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見制度支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見制度支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。 以上